

## 林業就業促進資金造成（継続）

【平成19年度概算決定額 10,000（18,000）千円】

### 事業のポイント

新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業が図られるよう、都道府県の林業労働力確保支援センターが、林業に就業するために必要な知識や技能を習得するための研修受講、資格の取得、住居の移転等に要する費用を貸し付ける林業就業促進資金を造成します。

（林業就業者の現状）

- ・林業就業者数は減少傾向にあります。 H12：6.7万人 → H17：5.2万人
- ・65才以上の高齢者の占める割合も高まっています。 H12：25% → H17：28%

### 政策目標

減少が見込まれる林業就業者を確保・育成します。  
〈平成27年推計値 約4万人 → 5万人程度〉

### <内容>

#### 1. 貸付対象者

- ・新たに林業に就業しようとする者
- ・都道府県知事の認定を受けた林業事業体（認定事業主）

#### 2. 貸付内容

- ① 就業に必要な林業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就業の準備に必要な資金
- ② 認定計画に従って新たに雇い入れる林業労働者に対する①の資金の支給に必要な資金

#### 3. 貸付条件

- ① 利 率：無利子
- ② 償 還 期 間：20年以内（うち据置期間4年以内）  
ただし、認定事業主への貸付けについては、運用上、13年以内（うち据置期間4年以内）とします。
- ③ 貸付限度額：1人につき 就業準備資金 150万円  
就業研修資金 国内研修 月額5～15万円  
（研修の種類による）  
海外研修 月額15万円  
ただし、認定事業主への貸付限度額は、運用上、上記に80%を乗じた額とします。

### <補助率>

2/3

### <事業実施主体>

都道府県

### <事業実施期間>

平成8年度～

[担当課：林野庁経営課]